

エコな未来・快適な暮らしに向けた補助金を交付します

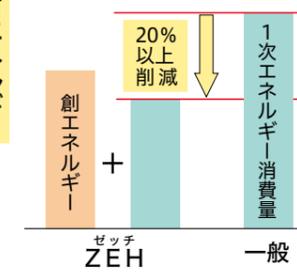
▶申し込み・問い合わせ 脱炭素推進室（環境衛生課内） ☎24-8445

エネルギー利用の最適化と効率化による温室効果ガス排出量の削減を図るため、太陽光発電システムなどの導入、ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）の建築などに対して補助金を交付します！

ZEHってなあに？

住宅の「高断熱化」と「高効率設備の導入」に加え、太陽光発電などの再生可能エネルギーを活用することで、年間の1次エネルギー消費量をゼロ以下とする住宅です。健康的で快適な室内環境と大幅な省エネを実現します。

※1次エネルギー消費量とは…冷暖房、換気、給湯、照明設備などに使用されるエネルギー消費量



1次エネルギー消費量

20%以上削減

創エネルギー

省エネルギー

創エネルギー消費量

一般

ZEH

1次エネルギー消費量 - 省エネルギー - 創エネルギー ≤ 0 以下

省エネルギー
住まいに必要なエネルギーを最小限にする。

- ・高効率設備の導入
- ・断熱性能の向上

創エネルギー
住まいに必要なエネルギーを創る。

- ・太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入

補助金額

- ・太陽光発電システム 1kw当たり2万円（上限10万円）
- ・蓄電システム 10万円
- ・V2Hシステム 10万円
- ※電気自動車に蓄えられた電力を、家庭用に有効活用する設備
- ・HEMS※ 設置機器の購入額の1/4（上限5万円）
- ※家庭での電力の消費・発電・蓄電設備をリアルタイムで管理し、エネルギー消費の効率化を図る設備
- ・ZEH 25万円

（市内事業者と契約し新築、改修または購入した場合は、30万円を加算）

申請期限 令和7年3月31日（月）まで

注意事項

- ・補助金の交付を受けるには、工事の着工前に脱炭素推進室に予約申請手続きが必要で、予約手続きなしで着工した場合は、補助金の交付対象となりません。
- ※ZEHは除く
- ※ZEHの場合、建物の権利に関する登記の日から3カ月以内であるもの（改修の場合は除く）が対象です。
- ・蓄電システム、V2HシステムおよびHEMSは、太陽光発電システムと併設してください。
- ・ZEHと太陽光発電システム、ZEHとHEMS、蓄電システムとV2Hシステムは併用できません。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▲補助金の詳細はこちらから

～ZEHに住んでいる人の感想～

今までの家は、アパートの時より大きいのなのに光熱費が安くなりました。

今なら補助金があるので、蓄電池を設置することで光熱費も抑えられるので、これから家を建てる人は考えてみてください。

▲Mさん（豊中町）

住み始めてみると、以前のアパートには戻れないくらい快適に過ごせます。

これから燃料費の高騰や再エネ賦課金の^{セッチ}上昇が予想されていますが、ZEHであれば家計を^{セッチ}圧迫せずに過ごせると思います。おすすめです。

▲Kさん（三野町）

以前の住居と比べて、冬の室内が暖かいです。気密性が高く、花粉やほこりが気にならなくなりました。

子どもがアレルギー持ちなので助かっています。

太陽光発電を設置することで、災害時でも電気を使えるので安心です。

▲Sさん（豊中町）



野焼きは法律で禁止されています！

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

野焼きの例外

- ・農林水産業を営むために行われる稲・麦わら焼き、焼き畑、畦の草および伐採した下枝の焼却、漁網にかかったごみの焼却
- ・落ち葉焚き、キャンプファイヤーなどを行う際の木くずの焼却
- ・河川・道路管理者などが除草した草木の焼却

例外的に野外焼却を行う場合でも、少量の焼却を心掛け、風向きや時間帯など周辺地域の生活環境に十分配慮してください。

家庭ごみや剪定くずなどの焼却により、「煙で窓が開けられない」「洗濯物に臭いが付く」「体調が悪化する」などの苦情が寄せられています。

また、ダイオキシン類の有害物質で人の健康に悪影響を与えるだけでなく、野焼きが火災となり、消防や警察が出勤する案件も増えています。

家庭から発生したごみは、指定日に正しく分別して出してください。

野焼き（野外焼却）とは

- ・ドラム缶などを使用しての焼却
- ・ブロックで囲いこんでの焼却など



お知らせ 令和7年4月から
農地の貸借方法が変わります

▶問い合わせ 農業委員会事務局 ☎73-3046

農地経営基盤強化促進法の改正に伴って「利用権設定事業」が廃止されるため、農地の貸し借りは、「農地機構」を経由した方法に一本化されます。

農地機構が、分散した農地をまとめて借り受け、農地の受け手が使いやすい形で貸し付けていきます。

詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。



お知らせ 農業者年金の現況届は忘れずに

▶申し込み・問い合わせ 農業委員会事務局 ☎73-3046

農業者年金を受給している人は、現況届を必ず提出してください。現況届の用紙は、5月末に農業者年金基金から受給者に郵送しています。

提出期限 6月28日（金）

提出先 農業委員会事務局 または各支所（郵送可）

※現況届の提出を忘れると、年金の支払いが差し止められることがありますので、ご注意ください。



くらし 犬・猫を飼っている皆さんへ
フンは必ず持ち帰ってください

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

フンの放置は、市条例で禁止されています。

散歩中のフンは、必ず持ち帰り、飼い主の責任で適切に処理しましょう。

また、排泄を家で済ませてから、散歩に出かけましょう。



お知らせ 市土地開発公社は解散しました

▶問い合わせ 産業政策課 ☎73-3012

市土地開発公社は、旧7町の事業や財産を受け継ぎ平成18年に発足しましたが、昨年9月議会において、公社の解散と債権7億8,600万円を放棄する議案が議決され、昨年11月16日に解散しました。

残余財産は、設立団体である市へ帰属し、3月18日に清算完了をしました。